(1) 日本最南端の前方後円墳を伴う古墳群

塚崎古墳群内には、5基の前方後円墳が確認されているが、発掘調査が行われたのは内1基のみで、現在の墳丘形態と後述の円墳出土遺物から年代が推定されている。橋本達也は前方後円墳の築造順を11号 21号 10号 51号(図12) 柳沢一男は11号 21号 10号 18号 51号(図13)とした。この中で51号墳は、日本最南端の前方後円墳であり、畿内地域勢力の影響が及んだ南限だと推測される。

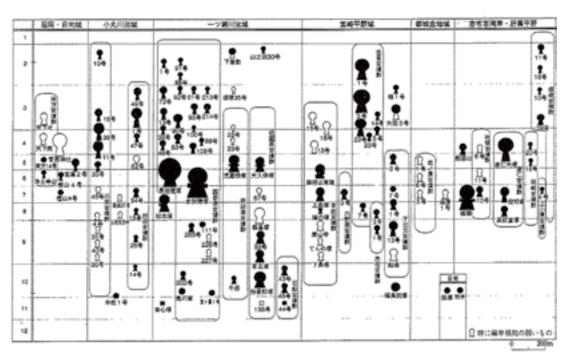


図 12: 南九州における首長墓編年図(橋本 2011 p, 129 より引用) *本図では報告書番号(17ページ参照)を使用している

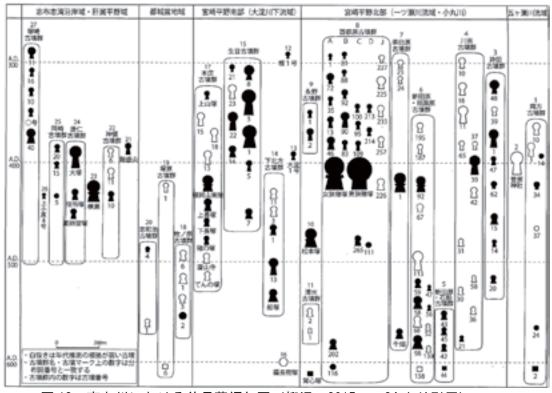


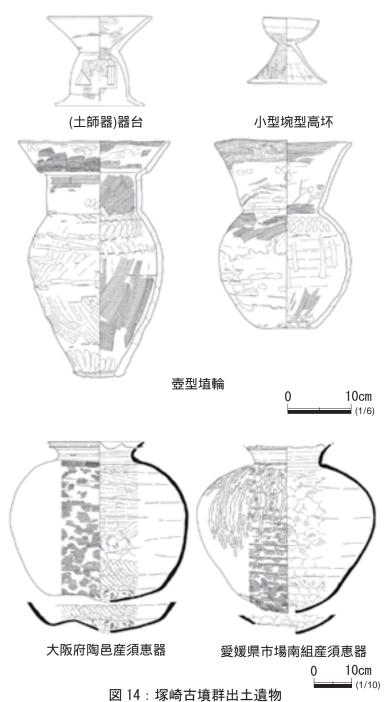
図 13: 南九州における首長墓編年図(柳沢 2015 p, 24 より引用) *本図では県調査番号(17 ページ参照)を使用している

(2) 大隅最古の前期古墳

塚崎古墳群の年代は、従来古墳時代中期に属する古墳群であると考えられていた(池畑1992)。しかし、平成4~14年(1992~2002)にかけて鹿児島大学・琉球大学によって前方後円墳の測量図が作成され、その墳丘形状から古墳時代前期(4世紀代)まで遡る古墳群であると柳沢一男が指摘した(柳沢1999)。

その後、古墳群の実態解明を目的とした調査が平成 15 ~ 19 年 (2003 ~ 07) まで行われた。調査は 25 ~ 46・47・52 号古墳の発掘を行い古墳時代前期に遡る資料が出土した。

31号墳出土の(土師器)器台(図14-)・47号出土の小型埦形高坏(図14-)は古墳時代前期中葉~後葉に位置づけられる。また、25号墳からは2個体の壺形埴輪(図14-)が出土し、これらの資料は古墳時代前期後半~中期初頭に位置づけられる。



これらの小規模円墳の資料から、古墳群内の前方後円墳は上記遺物の年代に併行ないし、 先行するものと思われ、塚崎 古墳群は古墳時代前期に出現 した古墳群と考えられる。

前方後円墳は4世紀に築造 が終了し、5世紀以後は肝属 川対岸の唐仁古墳群において 大型前方後円墳の築造が開始 される。しかし、塚崎 41 号墳 では5世紀前半にあたる大阪 府陶邑産(TK216型式)(図 14-)・愛媛県市場南組産と 考えられる須恵器(図14-) が出土していること、加えて 5世紀段階から築造が開始さ れた地下式横穴墓が検出され ていることから、前方後円墳 の築造が終了した後も、塚崎 台地上では古墳(円墳)や地 下式横穴墓の造営が継続され ていたと考えられる。これら の背景には、肝属平野周辺域 において、首長権が移動した ことが考えられている。(橋本 2009)

首長権の移動は肝属平野の みでみられるのではなく、4 世紀後半~末にかけて、畿内 地域において奈良盆地から河 内平野に移動した王権の主導権に連動した広域な政治変動(都出 1989)に伴うものである と考えられている。

これらのことから、塚崎古墳群は肝属平野の中で最初期に出現し古墳時代社会のネットワークに連なり、前方後円墳を築いた有力首長の墓域であると評価される。また、その築造は単発のものではなく、4世紀から5世紀の200年の間に古墳が連綿と築造された古墳群であるといえる。

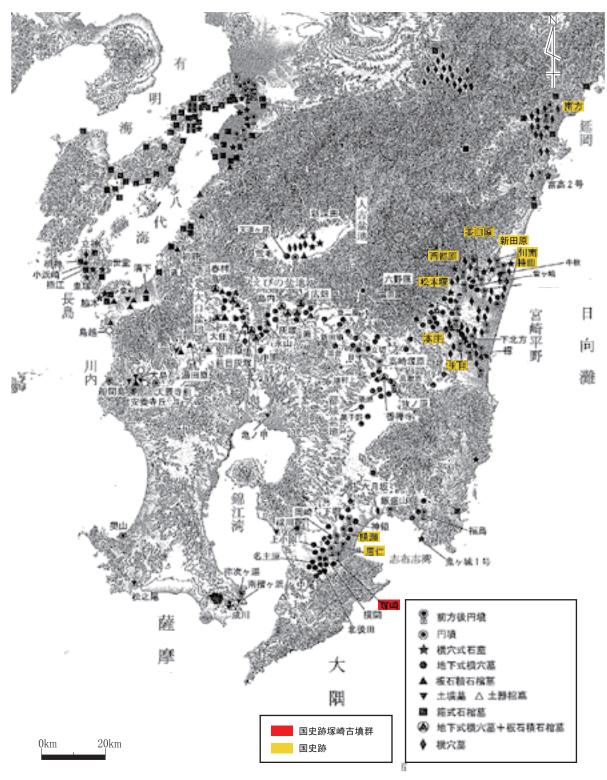


図 15:九州南部の古墳時代墓制分布(橋本 2010 p、261より引用・一部加筆修正)

【地下式横穴墓】

地下式横穴墓は、地表から竪穴を掘り、その竪穴の底から横方向に掘り進めて、玄室を造る墓である(図 16)。塚崎古墳群内では過去の調査において人骨・鉄鏃・鉄剣・勾玉・切子玉(寺師 1957・肝付町 2009)などが出土している(図 17)。

現在までに確認されている 29 基の地下式横穴墓の内、7 基が古墳の周溝に造られており、 古墳に伴う地下式横穴墓と考えられている。一方で、他の 22 基は地下式横穴墓が単独で存 在する。

古墳に伴う地下式横穴墓は、周辺の岡崎古墳群(鹿屋市串良町)・飯隈古墳群(曽於郡大崎町)・神領古墳群(曽於郡大崎町)などでも確認されているが(中村 2015)、地下式横穴墓と古墳が共存する理由は明らかにされていない。

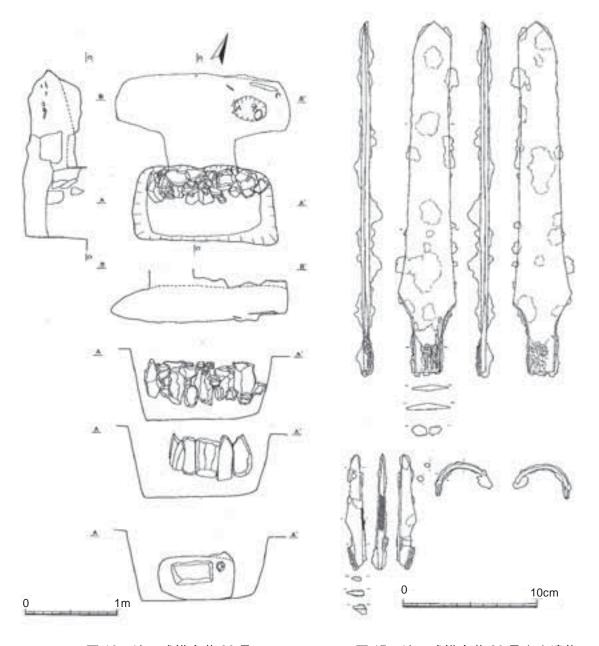
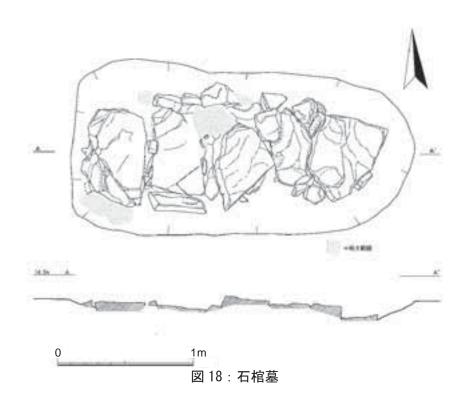


図 16: 地下式横穴墓 26号

図 17: 地下式横穴墓 26 号出土遺物

【石棺墓】

詳細な年代は不明である(図18)。古墳に伴う可能性が考えられるが、古墳築造以前に造られた可能性もある(新福2005)。



第3節 史跡および史跡周辺の構成要素の特定

1 概要

塚崎古墳群内には、国指定天然記念物「塚崎のクス」や古墳時代以外の遺跡などの文化 財や、大塚神社などの地域の歴史を示す建造物が所在する。また、現在、塚崎古墳群内は、 宅地や田畑、山林となっており、現在の人々の生活に関係する構造物も存在している。そ こで、史跡内にある文化財や構築物などの要素ごとに整理を行った。以下に、分類と詳細 を示す(表8)。

表 8: 史跡指定地における構成要素

	地上から視認できる要素	墳丘(円墳・前方後円墳)			
本質的価値を	ZETA JUGA CC SXX	周溝			
構成する要素	地下に埋蔵されている要素	埋葬施設(地下式横穴墓・石棺墓・周辺埋葬を含む)			
		遺物			
		塚崎のクス (国指定天然記念物)			
	地区の歴史的文化的価値を 示す要素	周知の埋蔵文化財包蔵地 (芋迫遺跡・花牟礼遺跡・堀込遺跡・塚崎城跡・塚崎 〈西原〉遺跡・塚崎遺跡)			
主たる構成要素		周溝 埋葬施設 (地下式横穴墓・石棺墓・周辺埋葬を含む) 遺物 塚崎のクス (国指定天然記念物) 周知の埋蔵文化財包蔵地 (芋迫遺跡・花牟礼遺跡・堀込遺跡・塚崎城跡・塚崎〈西原〉遺跡・塚崎遺跡) 大塚神社 (鳥居・石段・祠) 標柱、境界柱 (塚崎のクスに設置されたもの) ウォークボード (1号墳) 案内板 順路板 低木・草等 (土留めの役割をする植物・表土の保全をなすもの) 個人住宅 コンクリート舗装			
ではないが、史跡への理解を深	史跡の保護に有効な要素	標柱、境界柱 (塚崎のクスに設置されたもの)			
めるために必要 な要素		ウォークボード (1号墳)			
0.234		案内板			
		順路板			
		1			
		個人住宅			
		コンクリート舗装			
それ以外の 諸要素	史跡の保護に調整が必要な 要素	庭園設備			
		電柱・カーブミラー			
		道路			
		木竹			

2 本質的価値を構成する要素

塚崎古墳群を構成する要素のことである。地上から視認できる墳丘・地下に埋蔵されている古墳の周溝・地下式横穴墓・石棺墓・遺物を指す。過去の発掘調査で確認されたものは、記録後に埋め戻しを行い遺構の保全が図られている。

地上から視認できる要素 (平成30年番号を使用)









地下に埋蔵されている要素







地下式横穴墓 29 号

3 主たる構成要素ではないが、史跡への理解を深めるために必要な要素 史跡指定地内に存在し、史跡の本質的価値に関わる構成要素ではないが、地域を物語る 上で必要な文化財などを指す。また、史跡の保護のために有効な標柱・境界柱・案内板なども含まれる。







塚崎のクス 大塚神社 ウォークボード



周知の埋蔵文化財包蔵地 (芋迫遺跡)



周知の埋蔵文化財包蔵地 (花牟礼遺跡)



周知の埋蔵文化財包蔵地 (堀込遺跡)



周知の埋蔵文化財包蔵地 (塚崎城)



標柱



境界柱



案内板



順路板



低木・草等

4 それ以外の諸要素 史跡と無関係な個人住宅、道路や電柱などである。将来的な史跡の整備を念頭に、要素 の整理を行った。



個人住宅



コンクリート舗装



庭園設備



立木竹



電柱・カーブミラー



道路

第4章 史跡の現状・課題

第1節 保存

1 保存状況

国有地となっている1号墳については、塚崎振興会と委託契約を結び、国有文化財管理の国庫補助事業を活用し見廻り監視・除草清掃を行っている。他の古墳については、民有地であり、教育委員会が定期的に除草清掃や順路の整備を行っている。

山林の中に所在する古墳の保存状況は比較的良好であるが、周辺が畑地になっている古墳は耕作等により墳丘・地形が改変されている。また、史跡内に多数の地下式横穴墓の存在が想定されているが、ほとんどが未周知であり、農作業の際の農耕機械などの使用による地下式横穴墓の陥没も報告されている。畑地の中の古墳・地下式横穴墓の保存のための方策を考える必要がある。

【保存における現状】

- ・史跡範囲の約7割が民有地である。
- ・古墳群所在振興会・教育委員会によって定期的な除草清掃が行われているが、墳丘 等にも植物が繁茂している。
- ・1 号墳は「塚崎のクス」と共存している。国有地であり、ウォークボードが設置されている。
- ・墳丘・地形が、耕作等により改変をうけている。
- ・農耕機械などの使用により、地下式横穴墓の陥没が発生している。

【保存における課題】

- ・民有地の公有化が必要である。
- ・定期的な除草清掃を継続する必要がある。加えて、立木竹など遺構等を害す植物の 除去が必要である。
- ・1 号墳と「塚崎のクス」との共存を保つために、状況に応じて対策を講じる必要がある。
- ・墳丘の掘削の防止と、掘削をうけた墳丘等への対応が必要である。
- ・耕作等による玄室破損の危険性があるため、地下式横穴墓の所在把握のための調査 が必要である。

2 古墳の現状

史跡地内の古墳の保存・整備状況が多様であるため、一覧表に整理する(表9、10)。

表 9: 古墳の現状表(1)

平成30年番号	墳 丘	墳形	周 溝	標柱	土地利用状況	備考
1	有	円墳	有	有	境内地	
2	有	円墳	不明・未調査	有	山林	
3	未確認	(円墳)	不明・未調査	無	山林	
4	未確認	(円墳)	不明・未調査	無	山林	
5	有	円墳	不明・未調査	誤り	山林	
6	有	円墳	不明・未調査	誤り	山林	
7	有	円墳	不明・未調査	有	山林	
8	有	円墳	不明・未調査	有	山林	
9	有	円墳	不明・未調査	有	山林	
10	有	前方後円墳	不明・未調査	有	山林	
11	有	前方後円墳	有	有	山林	

表 10: 古墳の現状表(2)

平成30年番号	墳 丘	墳形	周 溝	標柱	土地利用状況	備考
12	未確認	(円墳)	不明・未調査	無	畑地	
13	有	円墳	不明·未調査	有	山林	
14	有	円墳	不明・未調査	誤り	山林	
15	有	円墳	有	無	山林	
16	未確認	(円墳)	不明·未調査	無	山林	
17	有	円墳	有	無	山林	
18	有	前方後円墳	有	無	山林	
19	未確認	(円墳)	不明・未調査	無	山林	
20	未確認	(円墳)	不明・未調査	無	宅地	
21	有	前方後円墳	不明・未調査	誤り	山林・宅地	
22	有	円墳	不明・未調査	誤り	山林	
23	有	円墳	不明・未調査	誤り	山林	
24	有	円墳	有	誤り	山林	
25	有	円墳	有	誤り	山林・畑地	
26	有	円墳	有	誤り	畑地	
27	有	円墳	有	誤り	畑地	
28	有	円墳	有	誤り	畑地	
29	有	円墳	有	誤り	畑地	
30	有	円墳	有	誤り	畑地	
31	有	円墳	有	誤り	畑地	
32	未確認	(円墳)	不明・未調査	無	畑地	
33	有	円墳	有	誤り	畑地	
34	有	円墳	不明・未調査	誤り	畑地	
35	未確認	(円墳)	不明・未調査	無		
36	有	円墳	有	誤り	畑地	
37	未確認	(円墳)	不明・未調査	無		
38	有	円墳	有	誤り	畑地	
39	有	円墳	有	誤り	畑地	
40	有	円墳	有	誤り	畑地	
41	有	円墳	有	誤り	畑地	
42	有	円墳	有	誤り	畑地	
43	有	円墳	不明・未調査	誤り	畑地	
44	未確認	(円墳)	不明・未調査	無		
45	未確認	(円墳)	不明・未調査	無	1	
46	有	円墳	有	誤り	山林	
47	有	円墳	不明・未調査	誤り	山林	
48	有	円墳	不明・未調査	誤り	山林	
49	有	円墳	不明・未調査	誤り	山林	
50	有	円墳	不明・未調査	誤り	山林	
51	有	前方後円墳	不明・未調査	誤り	山林	
52	有	円墳	不明・未調査	誤り	山林	
53	有	円墳	不明・未調査	誤り	山林	
54	有	円墳	不明・未調査	誤り	山林	
55	有	円墳	有	誤り	山林	未指定
56	未確認	(円墳)	有	無	山林	平成17年発見
57	未確認	(円墳)	有	無	山林	平成17年発見
58	未確認	(円墳)	有	無	山林	平成17年発見
59	未確認	(円墳)	有	無	山林	平成17年発見

第2節 活用

小中学生など体験学習による文化財めぐり及び生涯学習講座等大人を対象とした文化財 めぐりで塚崎古墳群を活用している。また、町内の観光スポットとして、町観光協会によ る古墳めぐりツアー等を行っている。

課題は、上記以外の活動が積極的に行われておらず、教育委員会主体のイベント等が少ないことである。また、訪れる人々への体験プログラム等も必要である。

【活用における現状】

- ・小中学校と連携した体験学習及び一般向けの生涯学習講座において、本史跡を含めた文化財めぐりが行われている。また、肝付町観光協会によって、史跡めぐりを含めた観光案内が行われている。
- ・肝付町教育委員会による積極的なイベントが開催されず、体験型のプログラム等も 整備されていない。
- ・本史跡の価値解説のためのパンフレット等が未作成である。
- ・県内外に対して、国史跡古墳群としての価値発信が十分に行われていない。
- ・肝付町内には多くの文化財が存在するが、町内文化財間の連携が不足している。
- ・大隅内の古墳群全体が連携する環境づくりが不足している。

【活用における課題】

- ・各団体と連携し、本史跡を学校教育・生涯学習に生かすとともに、観光にも活用できる体制を整備し、継続する試みが必要である。
- ・肝付町教育委員会が中心となって史跡の積極的な活用を行う必要がある。
- ・本史跡の価値解説のためのパンフレット等を整備し、史跡の価値を周知する必要がある。
- ・県内外に対して、国史跡としての価値発信を行うための体制整備が必要である。
- ・肝付町内文化財を巡回できるような体制づくりと、各文化財の連携が必要である。
- ・大隅地域の古墳群が連携し協働できる体制・環境づくりが必要である。

第3節 整備

整備の現状としては、史跡の県道沿いに史跡の案内板が設置されている。また、資料館を起点として、史跡内を巡回できる順路板を設置している。

主な課題は、整備が不十分であるため、来訪者に史跡の本質的価値が伝わりづらい状況である。また、便益施設の整備も不十分である。

【整備における現状】

- ・古墳の周溝や地下式横穴墓等、地中の構成要素の情報が不足している。
- ・史跡の景観に関する規定がない。
- ・園路等が整備されていないため、広大な古墳群を回遊しづらい。
- ・史跡内のサインとして昭和 41 年(1966)に設置された案内板及び標柱、平成 22 年(2010)に設置された順路板がある。しかし、案内板は劣化が進んでおり、標柱は史跡指定時の番号と齟齬が生じている。また、順路板が場所によって欠落しており、り、サインの整備が不十分である。
- ・史跡のためのガイダンス施設として肝付町歴史民俗資料館がある。トイレや駐車場 も備えており便益施設としての役割も兼ねている。また、1号墳周辺にも駐車場が

設置されている。しかし史跡全体を見た場合、広大な史跡範囲に対し、便益施設の 整備は不十分である。

【整備における課題】

- ・古墳の周溝や地下式横穴墓等、地中の構成要素の調査をすすめると同時に、遺構表示のサイン等を設置する必要がある。
- ・史跡の景観についても配慮した整備を行う必要がある
- ・園路や順路の整備を行い、見学しやすい環境を整える必要がある。
- ・史跡全体のサインのあり方を再度検討し、整備を行う必要がある。
- ・史跡の園路、観光ルートなども考慮したうえで、便益施設について検討し、全体的 な整備を行う必要がある。

第4節 運営・体制の整備

現在、町教育委員会が史跡の管理団体となっているが、関係機関との連携が不足している。 今後、関係機関との連携向上を目指し、史跡の適正な管理及び情報公開等ができる体制 整備が必要である。

【運営・体制における現状】

- ・地域住民に古墳上及び周辺の木の伐採を一部委託している。
- ・大学などの研究機関との合同調査が行われている。
- ・教育委員会を中心とした組織によって史跡の管理・運営がなされており、町内の関係部局との連携が図られているほか、近隣市町村間で情報交換が行われている。
- ・情報公開をスムーズに行う体制づくりが不十分である。

【運営・体制における課題】

- ・地域住民は史跡の保存活用の重要な担い手である。地域住民が史跡と関わることができる体制づくりに努めるとともに、行政の目が行き届かない点を報告・相談できる体制づくりが必要である。
- ・大学などの研究機関や近隣市町村との情報共有や調査協力が行える体制づくりと維持が必要である。
- ・教育や生涯学習、観光等の活用を積極的に行っていくためにも、町民や町内の関係 部局をはじめとして、他機関・団体との協働が行いやすい体制づくりが必要である。
- ・情報公開をスムーズに行える体制づくりを行う必要がある。

第5章 大綱・基本方針

第1節 大綱

日本最南端の前方後円墳群 ~ ここから始まる大隅の古墳世界~ 豊かな古墳文化を体感し、歴史を未来へ活かすまち

塚崎古墳群は日本最南端の前方後円墳を有する古墳群であり、ここから唐仁古墳群・岡崎古墳群・飯盛山古墳・横瀬古墳などの大隅地域の古墳が展開していく。

同一の台地上には南九州特有の地下式横穴墓や推定樹齢 1300 年の国指定天然記念物「塚崎のクス」などがあり、歴史的・文化的に豊富な資源が存在する。肝付町はこれらの資源に加え JAXA 内之浦宇宙空間観測所が存在し、歴史と最先端科学が共存する全国的にも珍しいまちである。

塚崎古墳群はこのような歴史を体感し、過去と未来・子供と大人・時間と地域を超えた 交流の場として活かすことをめざした施策を実施する。

第2節 基本方針

- 1. 史跡をとりまく環境と調和し、確実に次世代へとつなげる保存管理を実施する。(保存管理)
- 2. 適切な保存・活用・整備の実施のため、継続的な調査による全容解明を図る。(活用)
- 3.調査の成果を積極的に発信し、様々な人々がふれ合い、時空を超えた交流の場・親しめる史跡として活用する。(活用)
- 4. 地域のランドマークとして、共に楽しく学び楽しむことのできる整備を行う。(整備)
- 5. 古墳群の持続的な管理・活用・整備を行うための体制をつくる。(運営体制)

第6章 保存管理

第1節 方向性

塚崎古墳群は、集落や畑地など人々の生活と共存している。先人たちが残してきた貴重な財産を次世代へ繋げることは、現代に生きる我々の重要な責務であり、その責務を果たすには塚崎古墳群と、現代社会が共存するためのルールづくりが必要である。

第1に史跡内に存在する本質的価値の保護を考え、史跡内で生活する住民の理解を求め、 現在の環境と調和した現状変更等の取扱基準を定める。第2に塚崎古墳群において特徴的 な地下式横穴墓の不時発見時の緊急時対応を定める。第3に史跡の調査・公有化等の指針 を示す。

以上のことを踏まえながら、多様な周辺環境と調和し、史跡の状況に合った対応を考え 歴史を未来へ活かす施策を実施する。

第2節 保存管理方法

保存管理の方法として、史跡指定地区と史跡指定に努める地区並びにその周辺地区を分類し、個別の地区の状況にあわせた現状変更等の明確な取扱基準を設け、地下式横穴墓の陥没が生じた場合の保全等の指針を示す。

また、耕作による古墳墳丘の破壊や農機具による地下式横穴墓玄室部分の陥没による破壊を防ぐため、古墳や地下式横穴墓が分布している地域の早急な公有地化を目指す。

第3節 地区区分

1 指定地の取扱基準

塚崎古墳群内の史跡の状況に応じて地区区分を行い、取扱基準を設定する。ただし、本計画で想定する計画策定範囲は、現段階において保存管理が必要であると判断される範囲である。今後の調査によっては、範囲の見直しを行う必要が出てくる。

以下、それぞれの地区区分(図19)及び取扱基準について述べる。

(1)第1種地区(史跡指定地区)

史跡の本質的価値を示す古墳を中心とした遺構群が確認される地区。塚崎古墳群の根幹 を成す地区であり、積極的な保存活用を行っていく地区である。

【1-1地区 史跡指定地区】

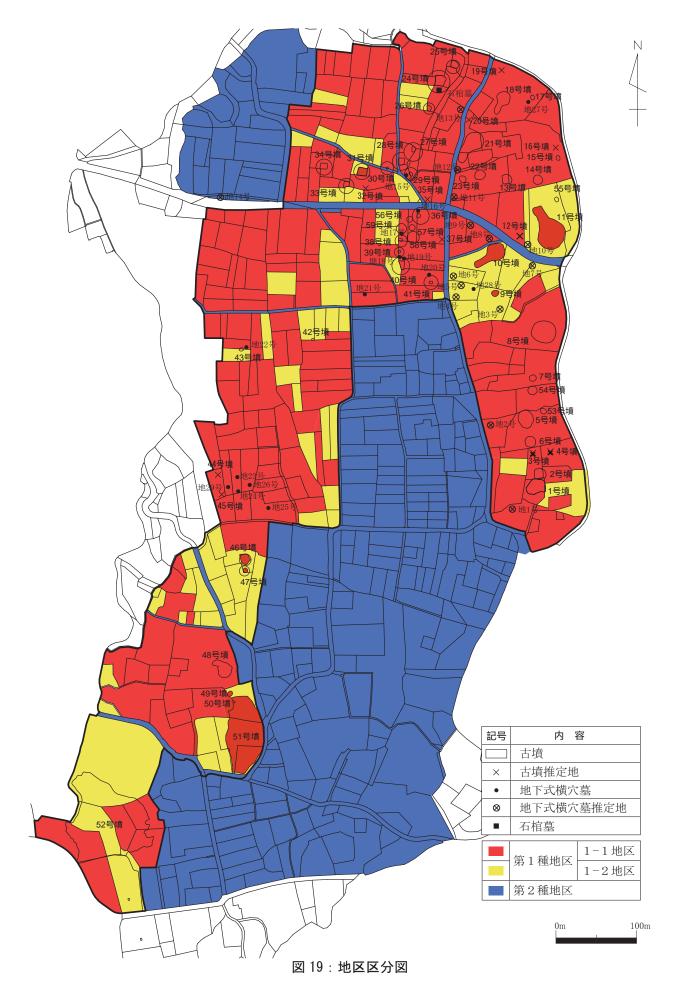
畑地・山林・宅地・境内地などに遺構群が所在している。ほぼすべてが民有地であるが 1 号墳の箇所は公有地となっている。

【1 - 2地区 史跡指定に努める地区】

史跡の本質的価値を示す古墳などが確認されるが、史跡指定を受けていない地区。史跡 指定に努め、1-1 種地区へと将来的に移行することを目指す地区である。

(2)第2種地区(周知の埋蔵文化財包蔵地地区)

周知の埋蔵文化財包蔵地である。台地の全面が塚崎古墳群として埋蔵文化財包蔵地になっており古墳などの本質的価値は確認されないが、過去の調査において歴史的な遺物・遺構が確認される地区である。古墳以外の遺跡として、塚崎(西原)・塚崎・堀込・花牟礼・芋迫・塚崎城などの遺跡が点在している。



2 第1種地区の取扱基準と方針

史跡の本質的価値を構成する要素として古墳や地下式横穴墓を中心に、未発見の遺構やそれらに伴う地形や遺物があげられる。そのため、史跡整備に伴う事業と遺構に影響がないと判断される日常の管理に伴う事業以外は原則認められない(表 11)。尚、1 - 2 地区についても第 1 種地区の取扱基準に準じて取り扱うのが望ましい。

地区区分 基準 説明 地形の変更 原則、認められない。 古墳・地下遺構が確認できる箇所での行為は認めない。 建築物の増改築 増改築の際に、もともと存在する基礎を利用するものであれば認める 又は除却 こともある。 地下の遺構を破壊する工法での除却は認めない。 古墳の墳丘部・地下式横穴墓が確認される場所での植栽行為は認めな 木竹の伐採、植栽 ┃ い。樹木の伐採等、日常の維持管理に必要なものについては、地下の遺 構を破壊しないことを前提として、認めることもある。 古墳の墳丘部が確認される場所での耕作は認めない。また、地下式横 第1種地区 耕作 穴墓や遺構があると想定される場所については、調整が必要となる。 (史跡指定地区) 原則として認めないが、本質的価値の部分を破壊せず、土地の形状を 地下埋設物の 著しく変えないものについては協議のうえ認めることもある。 設置に当たっては、発掘調査等により、本質的価値が確認されないこ 設置・撤去 とが条件となる。 古墳の墳丘部での行為は認めないが、地下を掘削しない程度であれば 里道の整備 認める。 史跡整備のために 史跡整備のために必要な調査等は認める。整備に当たっては、本質的 価値を著しく破壊する行為を行わないことが前提となる。 必要な行為

表 11: 第 1 種地区 取扱基準表

3 第2種地区の取扱基準・方針

周知の埋蔵文化財包蔵地と同じ扱いとする(表 12)。ただし、開発に当たっては町教育委員会との事前協議を要し、調査等により重要な遺構がない場合であれば認める。開発にあたっては、事前に町教育委員会及び県教育委員会と協議するとともに、事業着手前に、文化財保護法第 93 条に基づく届出、又は文化財保護法第 94 条に基づく通知が必要である。

	农12. 为 2 性地區 - 机放坐十名							
地区区分	基準	説明						
	建築物の新築・ 増改築又は除却	事前に調査を行い、重要遺構が確認されなければ認める。ただし景観 に十分留意するものとする。						
第2種地区	木竹の伐採、植栽	日常の維持管理に必要なものであれば認める。						
(周知の埋蔵文化	耕作	地中深くに影響がある耕法でなければ認める。						
財包蔵地区)	地下埋設物の 設置・撤去	事前に調査を行い、重要遺構が確認されなければ認める。						
	里道の整備	地下を大幅に掘削しない程度であれば認める。						

表 12: 第 2 種地区 取扱基準表

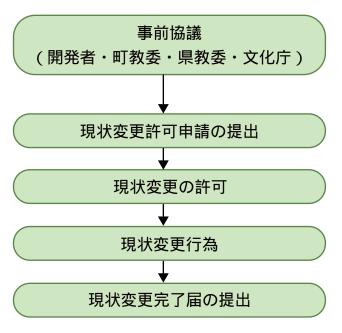


図 20:現状変更許可に伴うフローチャート

史跡指定をうけている第1地区については、文化財保護法第125条において、「その現状を変更し、又はその保存に影響を及ぼす行為をしようとするときは、文化庁長官の許可を受けなければならない。」と定めている。また、文化財保護法施行例第5条第4項において、県教育委員会に文化庁長官の権限が一部委譲されている。

したがって現状変更を行う原因者は、 肝付町教育委員会・鹿児島県教育委員会・文化庁と協議をした上で、現状変 更の申請を行い、文化庁長官または鹿 児島県教育長の許可を受けなければな らない。

現状変更は、史跡の価値を充分に踏 まえたうえで検討し、実施しなければ

ならない。そして、いずれの場合も遺構の保存に影響を及ぼさないことを原則とする。

地下掘削を伴う現状変更に関しては、事前の発掘調査等を実施し、重要な遺構が確認された場合は、設計変更等について協議を行うものとする。さらに、将来的な史跡整備等の大規模な現状変更に関しては、保存目的調査等の結果を踏まえたうえで、史跡整備委員会等において有識者の意見を聞きながら計画の検討を行うものとする。

また、遺構の保存に直接的な影響を及ぼさない行為であっても、建築物・工作物の形状・ 色等に関しては、史跡地の景観を阻害しないことが望ましい。

以下、 現状変更が認められない行為(表 13) 現状変更許可申請が必要な行為(表 14) 現状変更許可申請が不要な行為(表 15)について記述する。

なお、地下式横穴墓の不時発見は、住民生活の安全確保を最優先とし、陥没等が発生した時点で、遺構・遺物に重大な影響が及んでいるものとして捉え、文化財保護法 125 条の「ただし、現状変更については維持の措置又は非常災害のための必要な応急措置をとる場合」に該当するものとし、史跡のき損として扱う。詳しい対応については、第 9 節にて後述する。

表 13: 現状変更が認められない行為

行為の内容
開発行為による地形の変更
開発行為による道路の新設
その他史跡に重大な影響を及ぼす行為

表 14: 現状変更許可申請が必要な行為

行為の内容	備考
建築物の設置・除却	既存の基礎を利用したもの、もしくは、遺構に影響が及ばない行 為については認めることもある。事前協議を必要とする。
道路の維持・改修	公共・公益上必要な施設維持のための改修等に必要なもについて は認めることもある。事前協議を必要とする。
地下埋設物の設置・撤去	浄化槽や公共的配管については、地下遺構に影響がないことが確認されるならば、認めることもある。事前協議を必要とする。
木竹の伐採、植栽	大掛かりな伐採・植栽を行うものについては認めることもある。 事前協議を必要とする。
整備に伴う行為	遺構や景観に著しい影響が及ばないと確認されたものについては 認めることもある。事前協議を必要とする。
発掘調査	整備や遺構の保存を目的とする調査であれば認めることもある。 事前協議を必要とする。
その他史跡に影響を及ぼす行為	景観等を損なわず、遺構に重大な影響が及ばないことを条件として認めることもある。事前協議を必要とする。

表 15: 現状変更許可申請が不要な行為区分

行為の内容	備考				
日常的な木竹の伐採等	日常的な維持管理に伴うもの。倒木等の伐採・除去、樹木の剪定、刈払い、除草などの行為。				
軽微な建築物の補修	遺構に影響を与えず、また景観を著しく損なわないもの。				
物理的変更を加えないが、 何らかの影響を及ぼす行為のうち、 その影響が軽微である場合	街灯・解説施設等の清掃や保守点検、路面の清掃および簡易な補 修等。				
災害発生時もしくは災害発生が 明らかに予見される場合	地震・台風等による土砂の流出など。 現状変更許可申請は不要だが、き損等の届出を行い、具体的な措置の方法や対策を示すこと。				
史跡がき損、衰亡している場合で、 その拡大を防止するための応急措置	き損等の手続きを行い、復旧届あるいは現状変更許可申請が必要				
史跡がき損、衰亡している場合で、 復旧が明らかに不可能である場合に おいて、当該部分を除去するとき	であるか、文化庁及び県教育委員会と協議を行う必要がある。ただし、現状変更については影響の軽微である場合はこの限りではない。				
史跡がき損、衰亡している場合で その価値に影響を及ぼすことなく 指定当時の原状に復するとき	行為の実施に際しては、文化庁及び県教育委員会と十分な協議を 行う。				

第5節 追加指定の方針

史跡の保護のためには、追加指定し文化財保護法第 125 条の適用内として管理することが有効である。平成 21 年 (2009)に刊行された報告書内では史跡の追加指定を目指す範囲として 231,478㎡が示され、その内 162,083㎡ (70%)が平成 25 年 (2013)に追加指定となった。今後は、残り 69,395㎡ (30%)部分の追加指定を目指し、地権者の同意を得ていく作業を行う。

第6節 公有化の方針

古墳が所在する地番、地下式横穴墓が密に分布する箇所など史跡の保存や活用に必要な 箇所から重点的に公有化を進める。公有化のスケジュールについては、第8章にて示す。

第7節 植生・塚崎のクスにおける管理方針

古墳群の北東部と南西部は森林が広がる。墳丘部を明確な形で示し、順路を来訪者に示すためには木々の伐採が必要であるが、無作為に伐採を行ってしまえば、その後の管理等の問題が発生する。そのため、木々の伐採は順路の支障にならない程度に留める。

また、1号墳直上には、国指定天然記念物の「塚崎のクス」が樹立する。塚崎のクスは塚崎1号墳の上に樹立しており(写真3、4) 推定樹齢1,200年~1,300年以上といわれ、高さ25m、目通り幹周り(約120cmの高さの幹周り)は14mにもなる巨木である。昭和15年(1940)に国の天然記念物として指定を受けている。

平成 22 ~ 25 年 (2010 ~ 13) には樹勢回復工事が行われており、今後は、 周囲の木々の伐採を行わないこと、 定期的な樹木医の診断を受けることの2点に注意する必要がある。 今後、史跡の整備を進めるにあたりクスの保全に十分配慮する。

古墳の保存・活用の両立を図り、古墳の上に巨木が立つという全国でも稀有な風景を守っていく。



写真3: 樹勢回復工事中のクス



写真4:クス周辺のウォークボード

第8節 調査方針

1 古墳について

周知の埋蔵文化財包蔵地としての「塚崎古墳群」内には墳丘が消失している古墳も含めて、約60基の古墳が存在する(図21)。現在までに発掘調査が実施されたのは(表16、17)畑の中に所在し墳丘の削平や破壊が進んだ古墳、または山林の中に所在し小規模で古墳かどうかの判断が困難とされた古墳が中心であった。

これまでも調査は行われてきたが、現存している遺構数・地下式横穴墓との相互関係・ 前方後円墳の築造時期など様々な課題が残っている。

特に重要な課題として、 所在が不明になっている古墳の所在確認、 古墳の範囲等の確認、 発掘情報に基づく確かな歴史像の復元、の3点が挙げられる。

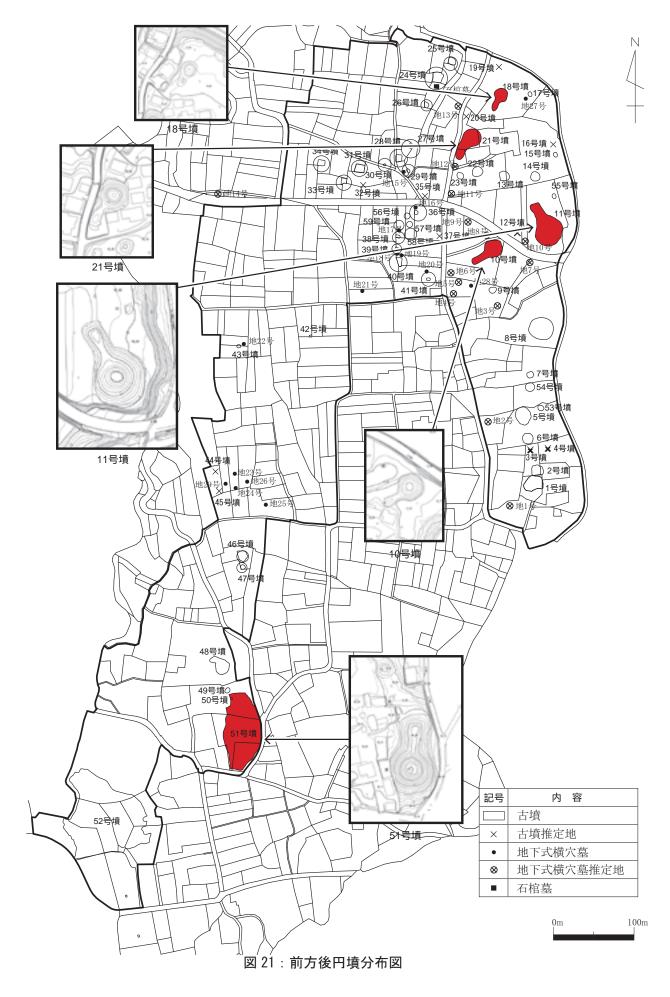
上記 から までを目的とした調査を計画的に実行し、今後更なる適切な保存と整備を図っていく。

表 16:調査実施表(1)

平成30年 番号	調査年	地下レーダー 探査	発掘調査	墳形	周溝	調査成果
1	平成23・24年	-	0	円墳	有	-
2	平成23年	-	0	円墳	不明	-
3	-	-	-	(円墳)	-	-
4	-	-	-	(円墳)	_	-
5	-	-	-	円墳	-	-
6	-	-	-	円墳	-	-
7	-	-	-	円墳	-	-
8	-	-	-	円墳	-	-
9	-	-	-	円墳	-	-
10	-	-	-	前方後円墳	-	-
11	平成26・29年	実施	-	前方後円墳	有	-
12	-	-	-	(円墳)	-	-
13	-	_	-	円墳	-	-
14	-	-	-	円墳	-	-
15	平成24年	_	0	円墳	有	-
16	-	-	-	(円墳)	-	-
17	平成25年	_	0	円墳	有	周溝に造られた地下式横穴墓27号確認
18	平成15年	_	0	前方後円墳	有	葺石確認
19	-	_	-	(円墳)	-	-
20	-	_	_	(円墳)	-	-
21	-	-	-	前方後円墳	-	-
22	-	_	-	円墳	-	-
23	-	_	_	円墳	-	-
24	平成16年	-	0	円墳	有	-

表 17:調査実施表 (2)

平成30年番号	調査年	地下レーダー 探査	発掘調査	墳形	周溝	調査成果	
25	平成16年	-	0	円墳	有	壺形埴輪	
26	平成16年	-	0	円墳	有	壺形土器、小型丸底壺	
27	平成16年	-	0	円墳	有	安国寺式(豊後系弥生後期)土器	
28	平成16年	-	0	円墳	有	土師器甕、高坏	
29	平成16年	_	0	円墳	有	土師器甕、地下式横穴墓15号検出	
30	平成16年	実施	0	円墳	有	-	
31	平成17年	-	0	円墳	有	小型丸底壺、器台	
32	平成17年	-	-	(円墳)	-	-	
33	平成16年	_	0	円墳	有	高坏	
34	平成17年	-	0	円墳	有	土師器甕	
35	-	-	-	(円墳)	-	-	
36	平成17年	実施	0	円墳	有	地下式横穴墓16号検出、土師器甕	
37	-	-	-	(円墳)	-	-	
38	平成17年	実施	0	円墳	不明	小型丸底壺、器台、周溝に造られた地 下式横穴墓17号検出	
39	平成17年	実施	0	円墳	有	-	
40	平成17年	実施	0	円墳	有	周溝に造られた地下式横穴墓19号確 認、高坏	
41	平成17年	実施	0	円墳	有	須恵器甕、高坏	
42	平成17年	_	0	円墳	不明	土師器甕、高坏、土師器壺等が土器だ まりより検出	
43	平成17年	実施	0	円墳	不明	地下式橫穴墓22号確認	
44	_	-	-	(円墳)	-	-	
45	-	-	-	(円墳)	-	-	
46	平成18年	-	0	円墳	有	-	
47	平成18年	_	0	円墳	有	土師器甕、小型埦形高坏、須恵器甕	
48	-	-	_	円墳	_	-	
49	-	-	-	円墳	-	-	
50	-	-	-	円墳	-	-	
51	-	-	-	前方後円墳	-	-	
52	平成18年	-	0	円墳	溝状遺構を 検出	-	
53	-	-	-	円墳	-	-	
54	-	-	-	円墳	-	-	
55	平成20年	-	0	円墳	溝状遺構を 検出	-	
56	平成17年	実施	0	(円墳)	有	-	
57	平成17年	実施	0	(円墳)	有	-	
58	平成17年	実施	0	(円墳)	有	-	
59	平成17年	実施	0	(円墳)	有	-	



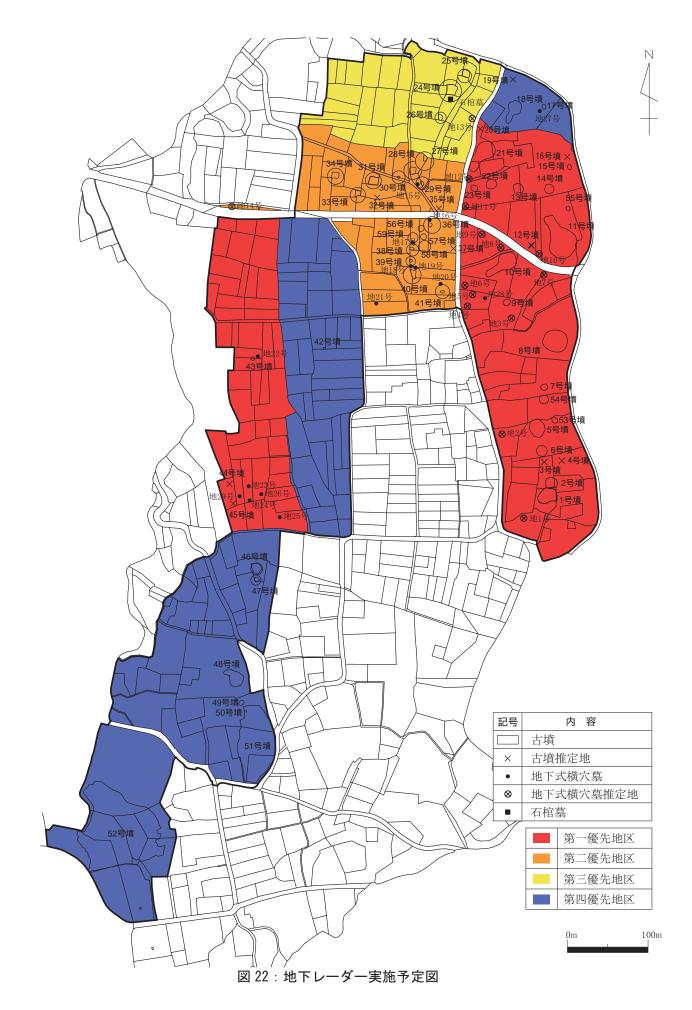
2 地下式横穴墓について

塚崎古墳群内には、南九州独自の墓制である地下式横穴墓が 29 基確認されている。史跡内にはさらに多くの地下式横穴墓が所在すると考えられ、その多くは未発見である。これまでに発見されている地下式横穴墓は、古墳の周溝に造られ古墳に伴うと考えられるものと、地下式横穴墓単独で存在するのものがある。

地下式横穴墓は古墳と異なり地表面での確認が困難であり、近年では地形の改変を受けている箇所において発見される場合がある。中には、耕作の際に玄室の陥没が生じているものもある。結果、耕作者に危険が及ぶと同時に、遺構にも多大な影響が出る。このような状況を考慮すると史跡地内のどの箇所に、どのような状況にある地下式横穴墓がいくつ分布するかを明らかにすることが必要である。遺構の破壊防止のためには非破壊調査が望ましく、地下レーダー探査を主体とする調査を実施する。過去に陥没事例のある箇所、地形の改変を受けた箇所、破壊の危険性がある箇所、地下式横穴墓の分布等が確認される地点から優先的に調査を行う。

3 調査資料の保存・管理

塚崎古墳群において、これまで行われた調査資料を将来活用できるように、台帳整備、データのシステム化、遺物の管理等、適正に整理・管理するシステムをつくる。また、これまで公開されていない資料の公開、報告書の作成など情報の発信に努める。



第9節 地下式横穴墓対応について

塚崎古墳群には、耕作地等に多くの地下式横穴墓が存在している。地下式横穴墓にはその構造的特徴のため、玄室天井部の崩壊・陥没という危険性が絶えず存在しており、住民の生命・財産に危険を及ぼす可能性がある。塚崎古墳群内においても、過去、農作業中に農業機械等の重量により玄室天井部が崩壊・陥没した事例が知られている。

地下式横穴墓の不時発見が発生した場合、生命・財産の保障のため、安全の確保を最優先とした対応を取り、安全が確保された後の、地下式横穴墓の復旧・保護のための措置が適切かつ迅速に実施されるための指針を示す。

なお、対応にあたっては文化財保護法及び文化財保護法施行令に則った適切な手続きを とる必要がある(図 23)。

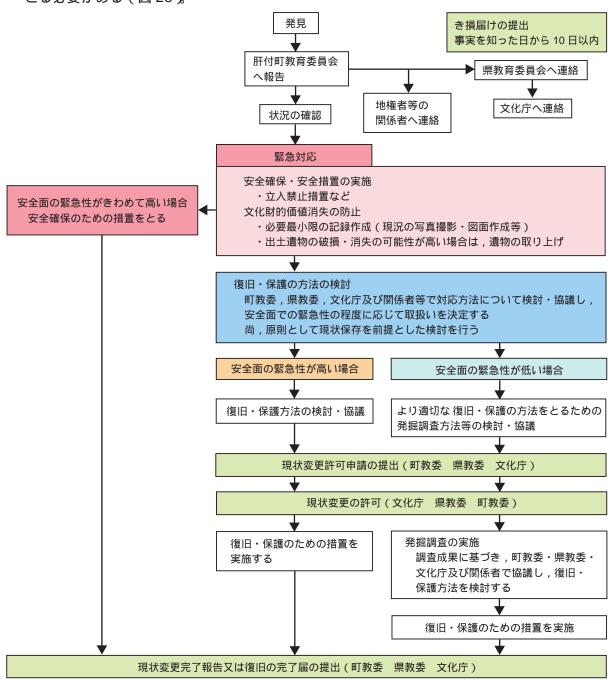


図 23:地下式横穴墓不時発見時の対応フローチャート

不時発見時の対応について

放置をすれば陥没・崩壊の範囲が拡大し、二次災害を引き起こす危険性がある。そのため、 肝付町教育委員会は発見後、直ちに当該地下式横穴墓周辺の立ち入り禁止措置をとるなど、 住民の安全の確保及び二次災害予防の措置を実施する。併せて、状況に応じた文化財的価 値消失の防止措置を行う。また、き損の状況・応急的な対応の内容等について、肝付町教 育委員会は県教育委員会及び文化庁へ報告する。

肝付町教育委員会は安全に留意し、き損の程度について、より詳細な状況調査を行う。 その成果に基づき県教育委員会、文化庁及び関係者と協議し、その後の対応を決定する。対 応にあたっては、遺構の状況、土地利用状況、地権者等の遺構を考慮し、弾力的な対応を とる必要がある。

なお、風雨による土砂流失や掘削工事等により発見される場合も想定されるが、基本的な取り扱いは、玄室天井部の崩壊・陥没により発見された場合と同様である。

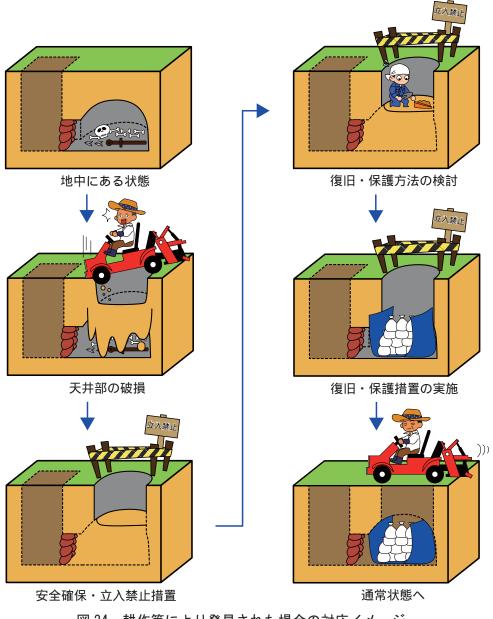


図 24: 耕作等により発見された場合の対応イメージ

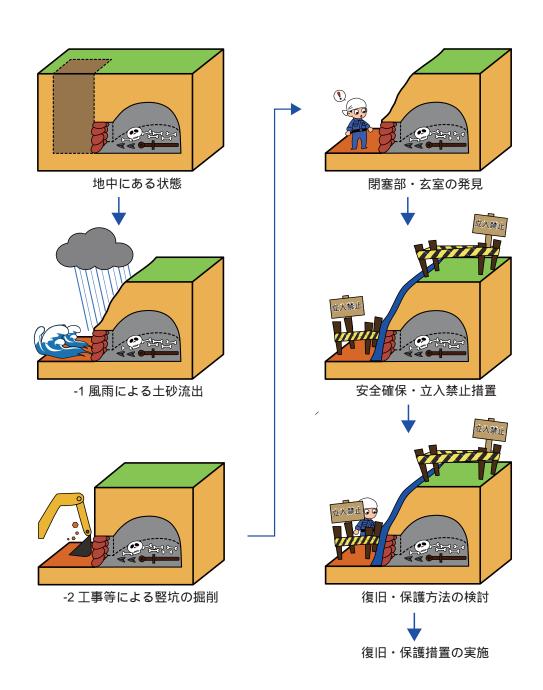


図 25: 土砂の流出等により発見された場合の対応イメージ

第7章 活用

第1節 方向性

塚崎古墳群は、豊かな古墳文化を体現する史跡として、町内外の機関への情報発信の強化や連携を図り、老若男女・国内外の様々な人々が集まり交流を楽しむ場として機能するよう努める。また、学校教育・生涯学習を通して、実際に存在する本物の歴史像を体感してもらい地域の人々に愛される史跡を目指し、流鏑馬やロケットに並ぶ町のシンボルとして位置づけられるよう活用していく(図 26)。

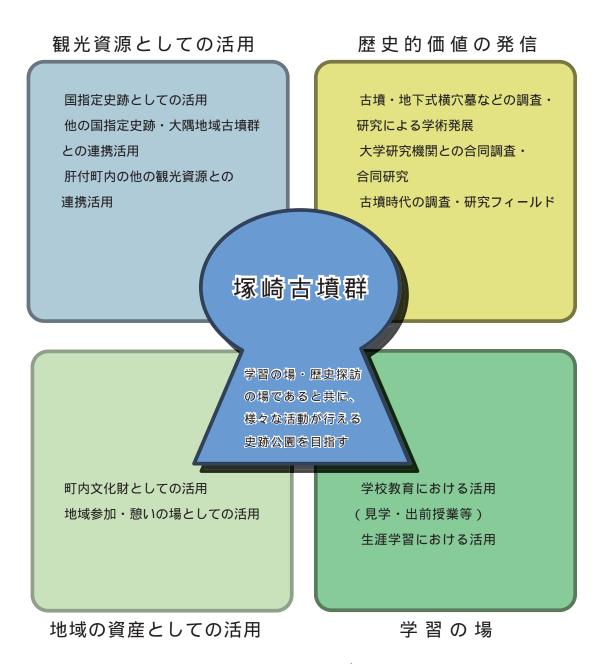


図 26: 活用イメージ図

第2節 活用方法

1 歴史的価値の発信

(1) 国指定史跡としての活用

史跡の本質的価値について県内外への情報発信を強化し、古墳文化の南端としての価値の周知を図り、県内外を問わず、多数の人々に、わが国の歴史上重要な位置にある史跡であることを認知してもらうよう努力する。また、今後の史跡の理解のため、大隅半島や宮崎県南部の古墳群との連携を強化する。大隅地域の古墳群をはじめとして、鹿児島県内、宮崎県内の古墳群と範囲を広げ、他地域の史跡等との情報交換や人的資源の交流を図る。

(2) 大隅地域古墳群としての活用

現在、大隅地域において古墳が確認されるのは鹿屋市・志布志市・大崎町・東串良町・ 肝付町の2市3町である。特に大崎町横瀬古墳・東串良町唐仁古墳群は国指定史跡となっ ている(図27)。

このような古墳群は歴史的に連続性を持って考える必要がある。大隅地域の歴史を考え、 一体的に活用するためには、市町間の連携が必要である。

今後の発掘調査を計画的に実施していく中で、古墳や地下式横穴墓について比較検討や、 情報交換が期待できる。また、各行政において所有する博物館施設においては遺物の貸借 を積極的に行い、互いの連携を強化する(写真 5)。

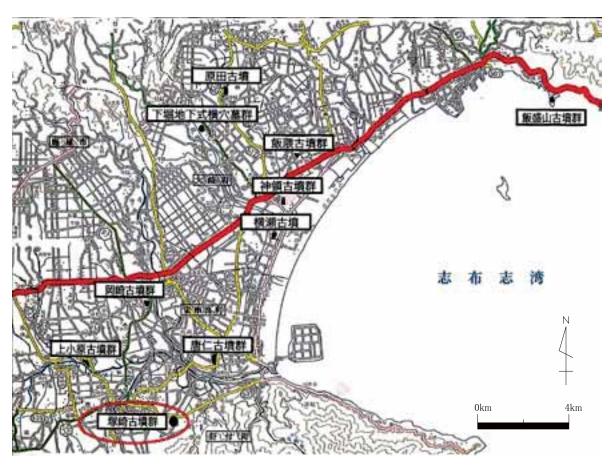


図 27: 志布志湾周辺の古墳群